

設計業務に係る松阪市発注基準

設計業務委託の発注にあたっては、下記事項及び「別紙発注基準」によることとする。

記

1. 管理技術者及び照査技術者として、技術士又は、これと同等の能力を有する技術者（技術管理者）、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）を配置すること。
2. 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
3. 管理技術者は、打合せ等には必ず出席すること。

（定義）

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
 - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
 - ・大学または高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
 - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験
 - ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
 - ・当該部門に関する技術士試験合格者
5. 「RCCM」とは、（社）建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくRCCM資格制度施行規程第4条の規定に合格し、第8条の登録をした者。

発 注 基 準

(別紙)

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	・小規模な災害 復旧の設計等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	・単純橋 ・河川構造物(護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工 ・山腹工等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	・連続橋 ・河川構造物(排水場) ・シールド及び推進工法等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が1名以上いること)	技術士	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	・特殊橋梁 ・治水 ・多目的ダム ・下水処理場設計 ・港湾 ・海岸構造物等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が2名以上いることまた、設計内容により複数の部門指定もある)	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) なお、各事業課で定める発注基準による場合は、この限りでない。

平成17年1月1日制定・令和7年10月1日改正

業 務 種 別		作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
			契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
測 量 業 者	測 量 業 務	測量作業共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	測量士資格取得者
建設コンサルタント	土木設計業務	設計業務委託共通仕様書の業務	管理技術者	管理技術者	管理技術者	① 建設コンサルタント登録規程の各登録部門が指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士 ② 建築士法により免許を受け、かつ、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門の5年以上の実務経験により登録された1級建築士 ③ 建設コンサルタント登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により登録された技術士等の技術管理者 ④ その他の資格者 (1) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（濃度関係）の登録をした者又は応用理学部門（選択科目：物理及び化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）で登録をした者 (2) 下水道部門にあつては、日本下水道事業団法施行令により認定された第1種下水道技術検定合格者で、かつ、5年以上の実務経験者 ⑤ (一社)建設コンサルタンツ協会により各専門技術部門で登録されたRC CM

業 務 種 別	作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
補償コンサルタント	用地調査等業務・用地アセスメント調査等業務 土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等 〔測量法第3条に規定する測量は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	1. 各業務共通 ① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者 ② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士 2. 用地調査等業務・用地調査点検等技術業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験 3. 用地アセスメント調査等業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 総合補償部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験 4. 用地補償総合技術業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験 (3) 土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて(一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士の資格を有する者
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等 〔不動産の鑑定評価は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	物件部門 ① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 ② 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	機械工作物部門 機械工作物の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	営業補償・特殊補償部門 ① 営業補償の調査等 ② 漁業権等の消滅等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	事業損失部門 事業損失に関する調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	補償関連部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	総合補償部門 ① 公共用地取得計画図書の作成 ② 公共用地取得に関する工程管理 ③ 補償に関する相談 ④ 関係住民等に対する補償方針に関する説明 ⑤ 公共用地交渉	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	

業 務 別	作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
地 質 調 査 業 務	〔コンサルタント業務〕 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録に規程する技術部門（選択科目）で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技術士を除く。）
	〔現場における調査業務〕 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 ② (一社)全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者
建 築 士 事 務 所 等	建築設計業務	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	—	① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士、2級建築士及び木造建築士 ② 設備関係における資格者 (1) 建築設備資格者として登録された建築設備士 (2) (公社)空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士として登録された学会設備士

＊ 1 条件付き一般競争入札の発注公告に記載する「入札に参加できる者の資格要件」で求める配置技術者は、この資格者認定基準に該当する者とする。

*建設コンサルタント登録規程による技術士要件一覧

技術上の管理をつかさどる者の要件					
登録部門		業務の内容	技術士第2次試験の選択科目		
			技術部門	選択科目	
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	治水・利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	
			総合技術監理部門	建設一般 河川、砂防及び海岸・海洋	
2	港湾及び空港部門	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	港湾及び空港	
			総合技術監理部門	建設一般 港湾及び空港	
3	電力土木部門	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	電力土木	
			総合技術監理部門	建設一般 電力土木	
4	道路部門	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	道路	
			総合技術監理部門	建設一般 道路	
5	鉄道部門	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鉄道	
			総合技術監理部門	建設一般 鉄道	
6	上水道及び工業用水道部門	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	上水道及び工業用水道	
			総合技術監理部門	水道一般 上水道及び工業用水道	
7	下水道部門	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	下水道	
			総合技術監理部門	水道一般	
8	農業土木部門	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	農業部門	農業土木	
			総合技術監理部門	農業一般 農業土木	
9	森林土木部門	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	森林部門	森林土木	
			総合技術監理部門	林業一般 森林土木	
10	水産土木部門	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理	水産部門	水産土木	
			総合技術監理部門	水産一般 水産土木	
11	廃棄物部門	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理	衛生工学部門	廃棄物関係	
12	造園部門	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画	経験要
			総合技術監理部門	建設一般 都市及び地方計画	

技術上の管理をつかさどる者の要件				
登録部門		業務の内容	技術士第2次試験の選択科目	
			技術部門	選択科目
13	都市計画及び地方計画部門	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画
			総合技術監理部門	建設一般
				都市及び地方計画
			一級建築士	同業務5年以上の実務経験
14	地質部門	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言	応用理学部門	地質
			総合技術監理部門	応用理学一般
				地質
15	土質及び基礎部門	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	土質及び基礎
			総合技術監理部門	建設一般
				土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート部門	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鋼構造及びコンクリート
			総合技術監理部門	建設一般
				鋼構造及びコンクリート
17	トンネル部門	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	トンネル
			総合技術監理部門	建設一般
				トンネル
18	施工計画、施工設備及び積算部門	事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント	建設部門	施工計画、施工設備及び積算
			総合技術監理部門	建設一般
				施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境部門	前記6から11を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	建設環境
			総合技術監理部門	建設一般
				建設環境
20	機械部門	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理	機械部門	流体機械
				建設・鉱山・荷役及び運搬機械
				機械設備
			総合技術監理部門	機械一般
				建設・鉱山・荷役及び運搬機械
				機械設備
21	電気電子部門	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	電気電子部門	
				電気・電子一般
			総合技術監理部門	発送配変電
				電気応用
				電子応用
				情報通信
				電気設備

＊（一社）建設コンサルタンツ協会により登録されたRCCM資格（配置予定技術管理者となりうる要件）

1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	RCCM規程第4条に規定するRCCM資格試験（以下本表において「RCCM試験」という。）の技術部門が河川、砂防及び海岸・海洋であるものに合格していること
2	港湾及び空港部門	RCCM試験の技術部門が港湾及び空港であるものに合格していること
3	電力土木部門	RCCM試験の技術部門が電力土木であるものに合格していること
4	道路部門	RCCM試験の技術部門が道路であるものに合格していること
5	鉄道部門	RCCM試験の技術部門が鉄道であるものに合格していること
6	上水道及び工業用水道部門	RCCM試験の技術部門が上水道及び工業用水道であるものに合格していること
7	下水道部門	RCCM試験の技術部門が下水道であるものに合格していること
8	農業土木部門	RCCM試験の技術部門が農業土木であるものに合格していること
9	森林土木部門	RCCM試験の技術部門が森林土木であるものに合格していること
10	水産土木部門	RCCM試験の技術部門が水産土木であるものに合格していること
11	廃棄物部門	RCCM試験の技術部門が廃棄物であるものに合格していること
12	造園部門	RCCM試験の技術部門が造園であるものに合格していること
13	都市計画及び地方計画部門	RCCM試験の技術部門が都市計画及び地方計画であるものに合格していること
14	地質部門	RCCM試験の技術部門が地質であるものに合格していること
15	土質及び基礎部門	RCCM試験の技術部門が土質及び基礎であるものに合格していること
16	鋼構造及びコンクリート部門	RCCM試験の技術部門が鋼構造及びコンクリートであるものに合格していること
17	トンネル部門	RCCM試験の技術部門がトンネルであるものに合格していること
18	施工計画、施工設備及び積算部門	RCCM試験の技術部門が施工計画、施工設備及び積算であるものに合格していること
19	建設環境部門	RCCM試験の技術部門が建設環境であるものに合格していること
20	機械部門	RCCM試験の技術部門が機械であるものに合格していること
21	電気電子部門	RCCM試験の技術部門が電気電子であるものに合格していること